

令和5年5月10日
北海道開発局

「北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する調査及び再発防止のあり方検討委員会」の指示で実施した類似事例調査について

本日、「北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する調査及び再発防止のあり方検討委員会」より報告書が提出されたところですが、同委員会の指示に基づき北海道開発局監察官室が実施した類似事例調査において、不適正の疑いがある事案が3件確認されましたので報告いたします。

不適正な疑いのある事案が確認されたことにつきまして、改めて道民・国民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。北海道開発局としては、本不適正の疑いがある事案も含めて厳正に対処し、再発防止に努めるとともに、信頼回復に向けて取り組んでまいります。

1 調査方法の概要

北海道開発局が実施した全事業のうち、用地取得が困難なことにかんがみ土地収用にに向けた準備に着手していた11事業について、行政文書が保存されている平成29年度以降を対象に、

- ① 収用裁決前に任意の売買契約が成立した地権者48件との用地交渉記録等（722記録）
- ② 11事業すべての工事（489件）に係る受注者との打合せ記録（33,712記録）

について全数調査を行いました。

2 不適正の疑いのある事案の概要

不適正の疑いが確認されたのは以下の3件でした。いずれも、北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案と同じ釧路道路事務所管内の事案で、同事案に関与していた特定の職員の関与が確認されました。

【事案1】工事に伴う発生土の仮置場として借地契約（期間：H30.3.1～R3.3.31）を締結する際、返却条件として借地範囲以外の整地等の工事を要求され、約束したものの、発生土の仮置の必要性がなくなり、当該借地を使用しなかったことから、当該整地等の工事は未実施。

【事案2】工事に伴う発生土の仮置場として借地契約（期間：H30.3.1～R3.3.31）した土地について、発生土の仮置の必要性がなくなり使用しなかったが、契約時の約束履行を地権者から求められ、近隣工区の受注者と協議し同社の負担で借地範囲内にあったコンクリート管を処分したもの（R4年度）。

【事案3】用地買収により分断される残地の機能維持のため、地権者からの求めで既設排水の暗渠化工事を実施。費用の支払い処理にあたり、設計書において盛土量を水増し改ざんしたもの（R2年度）。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

入札契約監察官 山田 博継（内線 5697）

監察官 斉藤 幸裕（内線 5687）

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

